

面会・外出・外泊等対応の変更について (お知らせ)

7月29日に、県内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されました。

6月18日から実施していた面会禁止等の措置を、下記のとおり変更することといたします。

【面会】

当分の間は、面会禁止とします。

【外出・外泊】

・当分の間は、外出・外泊を禁止とします。

ただし、必要最低限の外部通院は可とします。

- ・やむを得ず外泊を許可した場合であっても、**県内の感染状況によっては帰院を認めない場合があります。**
- ・外泊先で、ご本人や同居のご家族が新型コロナウイルスの**感染者と接触をした場合は、接触があった日から濃厚接触者か否かが判断されるまでの期間は、帰院を認めないこととします。**

更に、**濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示のもと健康観察期間が終了するまでの期間は、帰院を認めないこととします。**

- ・外泊期間中は、**他施設への外出はしないようお願いします。**
- ・外泊期間中は、ご本人や同居のご家族の**検温を毎日実施するようお願いします。**

なお、今後の流行状況により、上記の対応を変更する場合がありますが、その場合には、改めてお知らせします。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、院内感染防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



令和2年8月19日
岩手県立療育センター所長